

一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

当社では、次代の社会を担う子供が健やかに誕生し育成される環境整備を図るとともに、地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次の行動計画を推進いたします。

1. 計画期間 令和6年5月1日 ～ 令和11年4月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<実施時期・取組内容>

R6年5月～	社内文書による情報提供や個別対応の実施。 産休・育休取得中の社員に向けた社内報の郵送や手続き復職に向けた情報提供を行う。
R7年5月～	前年度の取組を検証、結果を踏まえて、取組内容を決定・実行する。
R8年5月～	前年度の取組を検証、結果を踏まえて、取組内容を決定・実行する。
R9年5月～	前年度の取組を検証、結果を踏まえて、取組内容を決定・実行する。
R10年5月～	前年度の取組を検証、結果を踏まえて、取組内容を決定・実行する。

目標2：LGBTを自認する方や障害を持つ方などを含め、若年層の多様な人材を対象とした採用活動を行う。

<実施時期・取組内容>

R6年5月～	社内文書による情報提供や個別対応の実施。 産休・育休取得中の社員に向けた社内報の郵送や手続き復職に向けた情報提供を行う。
R7年5月～	前年度の取組を検証、結果を踏まえて、取組内容を決定・実行する。
R8年5月～	前年度の取組を検証、結果を踏まえて、取組内容を決定・実行する。
R9年5月～	前年度の取組を検証、結果を踏まえて、取組内容を決定・実行する。
R10年5月～	前年度の取組を検証、結果を踏まえて、取組内容を決定・実行する。